

議案第53号

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区横川コミュニティ会館	東京都港区芝四丁目13番3号P MO田町東10F ソシオーク・テルウェル・東武 ビルマネジメント共同企業体 代表者 株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志	令和2年4月1日から令 和7年3月31日まで

(提案理由)

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者を指定する必要がある。